

SBI VC トレード × METAPLANET
ビットコイン取引・保管・運用における提携開始のお知らせ

SBI VC トレード株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：近藤 智彦、以下「当社」）は、東証スタンダード市場上場企業でビットコイン（BTC）を戦略的に蓄積する株式会社メタプラネット（本社：東京都港区、代表取締役社長：サイモン・グロヴィッチ、以下「メタプラネット」）と提携し、ビットコイン取引・保管・運用における各種サポートを開始することをお知らせいたします。



メタプラネットは、ビットコインの希少性や非政治的な金融政策に注目し、ビットコインを主要な財務資産として起用し、債務と株式両方による資金調達でビットコインの蓄積を進め、現時点で約 360BTC を保有しています。今後も「ビットコインファースト、ビットコインオンリー」の戦略を公表している中、当社との提携によりビットコインの取引・保管・運用を高度化していくこととなりました。

当社は、法人のお客さま向けサービス SBIVC for Prime を通じて、暗号資産の取引・保管・運用や Web3 関連ビジネスについて、ご支援・サポートに注力しています。メタプラネットとの連携に際して、①安心・安全の SBI グループ、②暗号資産担保レバレッジ取引の活用、③期末時価評価税の適用除外サービス等を特に評価いただいたことで本提携の開始となりました。

① 安心・安全の SBI グループ

東証プライム市場上場の SBI ホールディングス株式会社傘下、SBI グループの 100%子会社として、国内の法令諸規則等に則って、暗号資産交換業・第 1 種金融商品取引業に登録の上、暗号資産関連サービスを提供しております。

② 暗号資産担保レバレッジ取引の活用

- ・暗号資産現物を証拠金としたレバレッジ取引サービス

レバレッジ取引に必要な証拠金として日本円だけでなくお客さまの保有暗号資産も利用することが可能であり、レバレッジ取引を提供していない銘柄も含め当社で保有しているすべての暗号資産を証拠金としてご利用いただけます。

- ・魅力的なファンディングレート

お客さまが保有されているレバレッジ取引の建玉に対し、国内で一般的に使用されている日次手数料徴収型の「レバレッジ手数料」ではなく、市場動向に即した「ファンディングレート」方式を採用しております。ファンディングレートがマイナスの場合は、お客さまが日次で報酬として受け取ることが可能となっております。

(ファンディングレートについては[こちら](#)をご確認ください)

- ・狭いスプレッド

当社では業界屈指のレバレッジ取引のスプレッドの提供を目指しており、現物取引よりも狭いスプレッドを活用することで機動的なお取引が可能となります。

③ 期末時価評価税の適用除外サービス

法人のお客さまが保有する暗号資産につき、1年以上移転制限（ロック）をかけるなど一定の条件の下で、暗号資産の含み益に対する法人課税を適用除外とするサービスです。当サービスをご利用の場合でもステーキング報酬をお受け取りいただけ、ステーキング手数料の割引（25%→10%）も実施しております。

上記以外にも大口の暗号資産現物の調達や、カバード・コール、ターゲット・バイイングが可能であるSBI暗号資産オプションサービスの活用も検討してまいります。

■SBIVC for Prime

<https://www.sbivc.co.jp/services/prime>

■レバレッジ取引紹介ページ

<https://www.sbivc.co.jp/services/leverage>

■期末時価評価税の適用除外サービス

<https://www.sbivc.co.jp/newsview/jejufrfm1a>

■メタプラネットについて

東証スタンダード市場上場（コード：3350）。ビットコイン中心の戦略を掲げ、戦略的で持続的なビットコイン蓄積を通じて株主価値を高めることを目指しています。関係者と積極的に連携し、ビットコインの普及を促進するという使命を遂行してまいります。

公式サイト：<https://metaplanet.jp/ja/>

当社ではSBIグループが掲げる「顧客中心主義」に基づき、お客さま視点に立ったサービスを実現してまいります。今後ともご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

以上

(SBI VC トレード株式会社)

<暗号資産を利用する際の注意点>

暗号資産は、日本円、ドルなどの「法定通貨」とは異なり、国等によりその価値が保証されているものではありません。

暗号資産は、価格変動により損失が生じる可能性があります。

暗号資産は、移転記録の仕組みの破綻によりその価値が失われる可能性があります。

当社が倒産した場合には、預託された金銭及び暗号資産を返還することができない可能性があります。

当社の取り扱う暗号資産のお取引にあたっては、その他にも注意を要する点があります。お取引を始めるに際しては、「取引約款」、「契約締結前交付書面」等をよくお読みのうえ、取引内容や仕組み、リスク等を十分にご理解いただきご自身の判断にてお取引くださるようお願いいたします。

秘密鍵を失った場合、保有する暗号資産を利用することができず、その価値を失う可能性があります。

暗号資産は支払いを受ける者の同意がある場合に限り、代価の支払いのために使用することができます。

＜暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行う場合の主な注意点＞

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要は、「暗号資産取引説明書」に定める通りです。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うためには、あらかじめ日本円又は暗号資産（当社にて取扱いのある暗号資産に限り。）で証拠金を預託頂く必要があります。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、少額の資金で証拠金を上回る取引を行うことができる一方、急激な暗号資産の価格変動等により短期間のうちに証拠金の大部分又はそのすべてを失うことや、取引額が証拠金の額を上回るため、証拠金等の額を上回る損失が発生する場合があります。当該取引の額の当該証拠金等の額に対する比率は、個人のお客様の場合で最大2倍、法人のお客様の場合は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会が別に定める倍率（法人レバレッジ倍率）です。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、元本を保証するものではなく、暗号資産の価格変動により損失が生じる場合があります。「暗号資産取引説明書」等をよくお読みのうえ、リスク、仕組み、特徴について十分に理解いただき、ご納得されたうえでご自身の判断にて取引を行って頂きますようお願いいたします。

商号等： SBI VC トレード株式会社（第一種金融商品取引業者、暗号資産交換業者）
第一種金融商品取引業： 関東財務局長（金商）第 3247 号
暗号資産交換業： 関東財務局長 第 00011 号
加入協会： 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会（会員番号 1011）

本プレスリリースに関するお問い合わせ先

SBI VC トレード株式会社 企画営業部 03-6229-1166